

東大阪市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）の規定に基づき、法第115条の32第2項の規定により東大阪市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ることとされた介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）における業務管理体制に係る確認検査の方法等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

（検査体制）

第2条 検査は、福祉部指導監査室が実施する。

（検査の種別）

第3条 検査の種別は次のとおりとする。

(1) 一般検査

(2) 特別検査

（検査の実施方法）

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 一般検査 介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認する

ため、法第 115 条の 32 第 2 項の規定に基づく届出の内容に関する報告書類の提出を求め、書面検査等を実施する。ただし、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができる。なお、報告等の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合又は東大阪市介護保険事業者等指導実施要綱第 4 条第 3 項に定める実地指導等において不備が認められた場合は、当該介護サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

- (2) 特別検査 介護サービス事業所等の指定等取消処分の事案が発覚した場合に、当該介護サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。また、介護サービス事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合も当該介護サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認するものとする。

(検査後の行政上の措置)

第 5 条 立入検査の結果、法第 115 条の 32 第 1 項に規定する基準の違反等が認められた場合には、法第 115 条の 34 の規定に基づき、勧告、命令等を行うものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、業務管理体制の確認検査に関し必要な事項は、別に定める。

(実施日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。